



長野県地方税滞納整理機構 監査委員告示第1号

地方自治法第292条において準用する同法第199条第1項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

平成29年12月7日

長野県地方税滞納整理機構監査委員 飯島 仁



同

久保田 三代



長野県地方税滞納整理機構 定期監査結果報告書

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査）

2 監査実施日

平成29年11月27日

3 監査の対象

平成29年4月1日から9月30日までに執行された平成29年度の財務に関する事務

4 監査の方法

事前に関係資料の提出を求め、事務局において関係諸帳簿の照合等を行うとともに、当日関係職員からの説明徴収を実施した。

監査に当たっては、財務に関する事務の執行が、法令等に基づき適正に処理されているか、また、事務事業の執行が効率的、合理的に行われているかについて調査を実施した。

5 監査の結果

予算の執行、収入支出事務、契約事務及び現金出納事務等の執行については、適正に処理されているものと認められた。

なお、平成29年6月の地方自治法改正において内部統制に関する事務等においても制度化されたことに伴い、当機構においても今後はリスクの洗い出しを行い、チェックリスト、業務マニュアル及び業務フローチャート等の作成により、一層の事務の省力化、合理化を図るとともに事務処理ミスや不適切事例の発生を防止し効率的な事務の執行に努められたい。